

議事要旨(3) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、板橋ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 「削除又は修正」の閾値は高いと考えており、IFRIC 第 21 号「賦課金」はその対象にならないことについては理解している。しかし、IFRIC 第 21 号は、収益費用対応の観点をより考慮する我が国の考えとの間に相違があると考えられ、企業によっては、賦課金の典型例である固定資産税が重要な影響を与えることもあることはコメントさせていただく。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 初度エンドースメント手続においては「削除又は修正」に至らなかった公正価値測定範囲、開発費の資産計上、機能通貨の論点について検討の経緯を公表文書に記載している。IFRIC 第 21 号に関しても問題意識が聞かれているため、検討の経緯の公表文書への記載方法について検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IFRIC 第 21 号については各国で様々な制度があり、それぞれ実態が異なるため、借方項目を取り扱っていないと理解しており、そのような経緯からは各国の実態を考慮すればよいと考える。固定資産税の支払がインフラの使用料と考えると、ある特定の四半期にのみ費用が計上されることは経済的実態を表していないのではないか。
  - 固定資産を持つ企業すべてに影響があり、企業によっては重要な影響になるため、当期純利益の有用性を損なう程の重要性がある可能性がある。その点を考慮した表現が必要である。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本においても IFRIC 第 21 号の固定資産税への適用について、強い懸念が示されていることは理解している。記載について引き続き検討することとしたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IFRIC 第 21 号について「削除又は修正」を行う必要はないと考える。しかし、固定資産税の会計処理については、当該税制の特異性により有用でない情報を提供する会計処理の結果になる可能性があり、このような案件については IFRS 解釈指針委員会に論点として提出すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当該論点について、一度、フランスの企業から論点の提起が行われ、却下されており、再度、我が国から提起しても受け入れられるかどうかは不明である。また、IFRIC 第 21 号は我が国においても適用が開始されており、そのような企業への影響についても配慮が必要となる。

以 上